

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鈴木 拓郎
登録番号又は法人番号	10211717
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	拓行政書士事務所
事務所所在地	松阪市東黒部町 489番地
処分年月日	平成30年4月25日
処分内容（種類）	廃業勧告（会員権の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	鈴木拓郎会員は、三重県行政書士会会則第15条により納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、行政書士法第13条、三重県行政書士会会則第46条第1項第3号に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第13条（会則の遵守義務） 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。  三重県行政書士会会則第47条第1項 本会は、三重県行政書士会会則第15条第2項により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、個人会員に対しては、第47条第1項第3号の措置をとることができる。